

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	板野町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	116-0-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.itano.tokushima.jp/docs/2017041300011/

執行機関名 板野町教育委員会

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	板野町子ども・子育て支援法施行細則(平成27年板野町規則第8号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第9の項 板野町子ども・子育て支援法施行細則(平成27年板野町規則第8号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	板野町立幼稚園学則 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 板野町立幼稚園(以下「幼稚園」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)第1条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条の趣旨に則って、児の心身の健全な発達を助長して、普通教育の基礎の教育を施すことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		板野町立幼稚園学則(昭和44年教委規則第1号) 板野町幼稚園授業料徴収条例(平成26年条例第17号)